

第 1 7 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日 開 会

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成30年12月17日(月)午前9時30分 米沢市農業委員会第17回定例総会を庁議室に招集した。

出席委員(19名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(1名)

5番 樋渡由美 委員

農業委員以外の出席者(1名)

○○○○ ○○○○

会議に出席した事務局職員(3名)

事務局 長	宍戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀 也
主 事	須貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について |
| 報第3号 | 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第6号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第7号 | 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画（案）について |

開 会 午前9時30分

目崎補佐 おはようございます。

ただいまから第17回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、17番 大野澤委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 では、皆さん、おはようございます。

先日の忘年会、大変ご苦労さまでした。その農地相談のとき、それぞれ相談会場で職員体制等についていろいろ話があったわけですが、今局長さんのほうでいろいろ総務のほうと折衝しておりまして、間もなく体制が整うのではないかなと思っているところであります。そういったことで、皆さんには大変ご迷惑をかけるわけではありますが、しばらくの間よろしくお願ひしたいと思います。

運営委員会ではお話ししたわけですが、全国会長会が東京でありまして、私が行ったのは先月29日かな、29、30日と目崎補佐と出席させていただきました。いつもですと、大会決議とかそういったことの発表があるわけですが、今回はパネルディスカッションということで、パネラーには山形県鶴岡市の渡部会長、そして福井県の西田会長さん、そして福岡県の女性の農業委員会の会長さんであります徳永さんという会長さん、3名の方がパネラーということで農地利用の最適化に向けてというような題で、それぞれの取り組みを紹介していました。そういったことで、特に鶴岡さんについては、集積は大体落ち着いてきているというようなことで、今度は農地を交換して作る集約化に向けて取り組んでいるというようなことを発表なされて、なかなかわかりやすく、3人の中では一番よかったのではないかなと聞いてきたところであります。そういったことで、新制度になって、そういった農地利用の最適化に向けて、各農業委員会でも模索をしながらやっているんだなという状況がわかってきたところであります。

あと、その次に、申し合わせ事項としては、やはり農地利用の最適化の取り組み強化に向けた申し合わせ決議というようなこと、あといつものとおり情報提供の数の一層の強化というふうな、毎回のことでありますが、そういったことで、29日は会長会、そしてその夕方には県選出の国会議員全員出席していただいて、県大会の要望、あと全国大会の決議事項をそれぞれの国会議員に要望したところであります。その中で米の不作について、ことしは大変だということも強く言ってきたところであります。

そういった中で、きのう、たまたま〇〇〇〇の、参議院の〇〇〇〇さんの国政報告会がきのうあったわけですが、米の今回の不作というか、それに対して手当をするというようなことを各市町村、県、あるいは農業委員会、そして農協さんからも要望があったということが挨拶の中であって、我々農業委員会のほうでもちょっと言ってもらってよかったなと思ったところでもあります。そういったことで全国大会、29日、行ってきたところでもあります。次の日は、年金のセミナーというようなことで、30日、目崎補佐と一緒に参加させていただきましたところでもあります。

あと、話は変わるんですが、皆さんもきのうの夜、テレビ、下町ロケットという、あんまりテレビは見ないんだけど、そのドラマの中で今まではロケットの開発というようなことであったわけですが、今のドラマは無人トラクターの開発を佃製作所という下町の中小企業と帝国重工という大手の鉄鋼というか、大手の商社というか、そういう会社と手を組んで、無人トラクターを開発していくんだということで、それが担い手不足の解消にも一役を担うんだというような、そういう出会い農業とかさまざま言われている中での番組であります。来週で最終回だそうですので、興味のある方は来週、最終回、見ていただきたいと思います。そういったことで、ちょっと農業のほうもテレビのドラマにされたんだなということでお話ししておきたいと思います。

きょうは、12月ということでこし最後の総会でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。きょうは大変ご苦勞さまです。ありがとうございます。

目崎補佐

ありがとうございました。

これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が務めることになっております。伊藤会長、よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はおりませんが、5番 樋渡委員については、おくれるということでありますので、本日開催の米沢市農業委員会第17回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、19番 田代昇一委員、2番 小関善隆委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

2点、訂正をお願いいたします。

初めに、9ページの農地法第3条第1項の規定による許可について、の96号の案件でございます。渡人の住所が抜けておりましたので、お願いいたします。〇〇〇〇〇〇を記載をお願いいたします。

あともう1点ですが、11ページに第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、の48号でございますが、こちらも渡人の住所が抜けておりますので、記載をお願いいたします。〇〇〇〇〇〇と記載をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、早速進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号37号から42号の計6件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田3筆 2, 407.00㎡、畑18筆 5, 254.00㎡、合計21筆 7, 661.00㎡です。

受理番号37号 申請人 〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は昭和48年9月12日です。申請理由は、昭和48年9月12日より耕作を行っておらず、現在は原野となっているためです。

受理番号38号 申請人 〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和34年ごろです。申請理由は、昭和34年ごろから物置を設置し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号39号 申請人 〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は昭和60年ごろです。申請理由は、昭和60年ごろより耕作を行っておらず、現在原野となっているためです。

受理番号40号 申請人 〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和43年1月31日です。申請理由は、昭和43年1月31日から物置を建築し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号41号 申請人 〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月

日は昭和53年ごろです。申請理由は、昭和53年ごろから現在に至るまで庭として利用しているためです。

受理番号42号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和48年ごろです。申請理由は、昭和48年ごろから工場用地として宅地利用を行っていた。平成23年10月に高速道路建設に伴い用地を提供し工場を解体、現在更地となっているためです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

目崎補佐
議 長
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

2ページをお開きいただきたいと思います。

報第2号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について。

初めに、1番ですが、昨年度遊休農地に係るパトロールを実施して、その意向調査を受けての遊休農地の結果でございます。

三沢地区につきましては、中間管理機構の利用希望というのが1カ所ありましたが、これは中間管理機構で引き受けないという旨の通知がございました。あとは、みずから耕作するというので、一部荒廃しているものの、耕作はされていたと。

上郷地区につきましては、みずから耕作するというので3条貸付案件ですが、耕作をしていたと。

あとは、未回答でしたが、現地は耕作されていて大丈夫でしたということですので。

1番下の案件ですが、これについても中間管理機構利用希望でしたが、中間管理機構で引き受けないということですので、上郷の1件と三沢の1件につきましては、今後遊休農地対策委員会のほうに諮って、今後の解決策を探っていきたいと考えております。

2番でございますが、これにつきましては、ことし8月27日から31日の間に皆様と推進委員、事務局で利用調査をした結果を受けての利用意向調査を出した内容でございます。この利用意向調査の結果につきましても、遊休農地対策委員会に諮った後、皆様にお知らせして今後の解決策を図っていきたいと

考えております。

以上、よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を終わります。

次に、報第3号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

目崎補佐
議 長
目崎補佐

(挙手)

目崎補佐。

農地法等に係る農地パトロールの結果報告につきましては、皆様と推進委員、事務局で10月26日から31日の間に調査をした結果でございます。

初めに、3ページでございますが、農地法3条にかかわる内容でございます。一部未耕作が4カ所ほどございますが、おおむね耕作されているという状況でございます。これについては、一部未耕作の面積の状況とか耕作内容を確認しまして、こちらについても後で対応したいと考えております。

4ページに移りまして、4条、5条の農地転用の現状でございます。

未着工と事業中というのが3カ所ございましたが、おおむね事業は完了しておりました。これにつきましても事務局のほうで対応しまして、今後の事業計画の推移などを聞きまして、適切に対応したいと考えております。

次に、5ページでございますが、集積計画のこのたびの状況の調査でございます。

これにつきましては、全区域で適正に耕作されているという状況を確認した次第でございます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第3号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、受理番号44号から56号を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

須貝主事
議 長
須貝主事

(挙手)

須貝主事。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありま

したので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号44号から56号の計13件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ89筆 101,487.00㎡、合計も同様です。

受理番号44号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号45号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号46号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号47号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号48号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号49号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号50号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号51号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号52号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号53号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号54号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号55号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号56号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号44号から56号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号44号から56号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7番。

7 番 私の案件がありますので、退席させていただきます。

(高橋信夫委員 退室)

議 長 それでは、受理番号81号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号81号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ4筆 674.00㎡、合計も同様です。

受理番号81号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与です。

以上、ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

9 番 (上村貞義委員 挙手)

議 長 9番。

9 番 9番 上村です。

ご報告申し上げます。渡人が○○○○在住の○○○○さんであります。受人が本委員会の○○○○であります。場所は、○○○○の田んぼであります。国道13号線と奥羽本線が立体交差する角の場所になります。渡人の田んぼのすぐ隣が○○○○の田んぼであるということでありまして、高齢でもあり、もう営農できないということで、○○○○のほうに贈与という形で申請がありましたので、ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、受理番号81号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号81号について、議案書のとおり許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号81号について、議案書のとおり許可することにいたしました。

高橋信夫委員、入ってください。

(高橋信夫委員 入室)

議 長 それでは、受理番号81号を除く79号から99号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号81号を除く79号から99号の計20件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田45筆 72, 603.00㎡、畑27筆 6, 149.00㎡、合計72筆 78, 752.00㎡です。

受理番号79号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号80号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号82号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号83号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号84号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号85号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号86号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号87号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号88号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号89号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号90号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号91号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号92号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他による賃貸借です。

受理番号93号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号94号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号95号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号96号 渡人 ○○○○外2名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号97号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号98号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号99号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
1 5 番
議 長
1 5 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

15番 大橋です。

私からは、79号、85号、87号、88号、89号、90号、91号をご説明申し上げます。

先に79号ですが、○○○○さんの息子さんとお話をしてまいりました。筆数は6筆ですが、今まで別人と賃貸借をしていたそうです。今回、やめられるということで△△△△さんと契約をするというようなことで、特に問題ないと思われまふ。よろしくお願ひしたいと思ひます。

85号については、○○○○さんのほうに伺って話を聞いてまいりました。△△△△さんのほうにも電話で確認をしております。○○○○の南側に少し点在するんですが、8筆ほど、今回○○さんが高齢でやめられるというようなことで、去年から広幡のほうに農業を営むようになった△△さんにお願ひをしたというようなことになります。特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

87号については、〇〇〇〇さんのほうに確認をしてみました。今まで別人と契約をしておりましたが、その方が亡くなりましたので、今回△△さんとの契約というようなこととございます。〇〇〇〇地内と〇〇〇〇地内に各6筆ほどございます。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

88号から91号について、これは、借りる方が同一人物の〇〇〇〇さんです。ここも〇〇〇〇の南と西側ですか、ちょっと点在するような場所ですが、ここも同一の方が耕作しておりました。その方が今回やめられるというようなことで、その人の世話で〇〇〇〇さんとの契約を取りつけたというようなこととございました。そして、〇〇〇〇さんとはお会いできなく、電話で確認しましたが、あと△△△△さん、〇〇〇〇さん、△△△△さん、〇〇〇〇さんとは、お会いして確認をしてみました。特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

あと、もう一つありました。92号です。これは、先月、新規就農で前回広幡のほうでデントコーンを栽培していくという方の案件とございます。〇〇さんのほうに先月でしたか、行って話をお伺いしまして、今回残りの8筆をお願いして農業のほうを縮小していくということで、今回お願いしたそうです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長
7 番
議 長
7 番

80号。
(高橋信夫委員 挙手)

7番。
7番 高橋です。

受理番号80号について、調査結果を報告します。

渡人、受人、地番地の面積は議案書記載のとおりです。調査は12月8日に申請人宅で申請人より行いました。申請地は〇〇〇〇地内です。渡人はもともと〇〇〇〇に居住していたのですが、二十数年前に転居しております。その当時から受人が申請地を耕作しております。渡人が現在、〇〇〇〇に住んでおりますので、後継者もいないことから、米沢の土地を全て処分したいということで、今回渡人要望による売買です。今回、売買しようとしている農地は、全て受人の農地に隣接しているため、効率的な農地利用ができると思います。また、耕作面積も30アール以上になりますので、下限面積にも問題ありません。何ら問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長
4 番
議 長
4 番

82号。
(遠藤伊一委員 挙手)

4番。
4番 遠藤です。

私のほうから82号、83号、84号、93号、94号、98号をご説明い

たします。

最初に82号と83号。これは〇〇〇〇さんの前にある土地であります。△△さんですが、高齢になりまして、今作っている〇〇〇〇さんを買っていただきたいという旨のお話があったそうです。売買の案件であり、問題はないと思います。

84号ですけれども、〇〇〇〇さんが△△△△さんの土地を、これも売買でありますけれども、同じ〇〇〇〇という場所で〇〇〇〇さんの近所でありますけれども、これは〇〇〇〇さんと親戚ということもありますので〇〇さんで買ったという案件であり、問題はないと思います。

93号ですが、これも売買です。農業委員会で研修してデントコーンが植わっていた団地の一角に位置している場所でありまして、〇〇さんも勤めているし、農業はやらないということでもありますので、△△△△に買っていただきたいという旨の案件で売買であります。

94号も〇〇〇〇さんとなっておりますが、ちょうど△△さんと隣り合わせの土地でありまして、これも同じ〇〇〇〇という場所のデントコーンの団地化をしているところの土地であり、これも売買という案件でありますので、何ら問題はないと思います。

続いて、98号ですけれども、これも〇〇〇〇さんで売買ということですが、現在、△△△△さんは〇〇〇〇のちょうどプールの脇に実家があるわけですけれども、お父さんも亡くなる、お母さんも亡くなり、自分も市内に住んでいるということもありまして、ここには載っていないわけですけれども、家を含めた中で農地を買っていただきたいというような案件でありまして、これも問題はないと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

1 2 番

議 長

1 2 番

次に、86号。

(菅野英一郎委員 挙手)

12番。

12番 菅野です。

この間、受人の〇〇〇〇んとお話ししてきました。△△△△さんの、これは〇〇〇〇さんと県道を超えて線路の間にちょっとある畑でございます。△△さんが農業をしないということで、〇〇〇〇さんが買い求めたいということで話が決まりました。

続きまして、95番。〇〇〇〇さんと△△△△さんです。△△△△さんが実家のほうに奥さんと戻られるということで、住宅地内の畑でございます。住宅も皆含めて〇〇〇〇さんを買ってほしいということで〇〇〇〇さんが買い受けるということになりますので、問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。

議 長
8 番
議 長
8 番

以上です。

次に、96号。

(佐久間英之委員 挙手)

8番。

8番 佐久間です。

96号について、ご説明申し上げます。

12月6日に渡人であります〇〇さんのほうにお電話をしまして、お話を伺いました。この場所についてですが、〇〇〇〇の前の道路をずっと〇〇〇〇のほうに抜けていったところの〇〇〇〇でありまして、水の便が大変悪いところであります。ことしの干ばつの際には大変難儀をなされたようでありまして、田んぼにしておくのは大変なことだということでお話を伺いまして、年齢も高齢でもあるというようなことで、〇〇さんのほうにお願いをしたところであります。周りも若干〇〇さんのほうで耕作をしている土地もありまして、その方からの紹介だというようなことであります。

以上です。

議 長
19番
議 長
19番

97号。

(田代昇一委員 挙手)

19番。

19番 田代です。

97号について、ご説明申し上げます。

渡人は〇〇〇〇さん、受人は△△△△さんということでありまして、両名から委任を受けられた行政書士の〇〇〇〇さんがいろいろな手続をするということですが、土地につきましては〇〇〇〇ということ、米沢の北の一番はずれのところであります。〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、85.00㎡、同じく〇〇〇〇〇〇〇、204.00㎡、合計289.00㎡。ここは畑地となっておりますが、渡人の〇〇さんは畑は一切せず、今は荒れているというか、近所の人が草を刈ってくださっている状況でございます。

本件については、渡人の〇〇〇〇さんから受人の△△さんに、何とかこの土地を買ってほしいというふうな話より本件が進んだと。△△さんについては、現地を確認されておいたということでもう了解し、特別作付とかは明示していなかったと。でも畑地でありますので、あと脇がちょうど住宅地で、我々でいえば住宅、ちょっと離れていますが。それからデントコーンなんか作れるような土地でもありませんから、△△さんがお買いになって普通に畑をするか、近所の人たちともするかという内容でございます。特別は問題ないかと思いませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長 ご苦労さまでした。99号。
14番 (高橋祐弘委員 挙手)
議 長 14番。
14番 14番 高橋です。
 受理番号99号について、ご説明申し上げます。
 農地の売買の申請でございます。渡人、受人の住所、地番、地籍、面積等は記載のとおりでございます。12月10日に受人の〇〇〇〇さんにお会いして、お話を聞いてきました。場所が〇〇〇〇の南側に位置する集落の中に点在する畑と田んぼでございます。渡人の△△△△さんは、〇〇〇〇にお住まいでございます。その△△さんは、前は〇〇〇〇さんということで、ひとり住まいで住んでいらっしゃる方が亡くなってしまって、相続なされた方がその△△△△さんでございまして、〇〇〇〇にお住まいだということで農地のほうを管理できないので、〇〇〇〇さんをお願いして売買したということで話を聞いてきました。〇〇君は田んぼもやっておりますが、畑で一生懸命野菜を作って、いろいろ店等に卸して販売しています。問題ないと思われまますので、よろしく願いしたいと思えます。

 以上です。

議 長 ご苦労さまでした。
 それでは、受理番号81号を除く79号から99号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。
議 長 異議がないので、受理番号81号を除く79号から99号についてを議案書のとおり許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。
議 長 異議がないので、受理番号81号を除く79号から99号について、議案書のとおり許可することに決定いたしました。

 次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。
 それでは、受理番号10号から11号を上程いたします。議案の内容について事務局の説明をお願いします。

目崎補佐 (挙手)
議 長 目崎補佐。
目崎補佐 10ページをお開きいただきたいと思えます。
 議第3号 事業計画変更申請について、ご説明いたします。
 下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議いたします。受理番号10号から11号の2件でございます。
 受理番号10号。許可は平成9年12月19日、指令農委第478号で農地

法第5条の許可を得ております。当初計画者は〇〇〇〇、承継者も同様でございます。土地の表示、〇〇〇〇〇〇、地籍につきましては1,044.30㎡でございます。事業計画変更内容は、建売分譲4棟から3棟への事業規模の縮小でございます。

受理番号11号。許可年月日は平成3年6月13日、指令東置地（農）の第115号で、農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 〇〇〇〇、承継者 △△△△、土地の表示につきましては〇〇〇〇〇〇、地籍につきましては27.87㎡でございます。事業計画の変更内容につきましては、計画者の変更でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの受理番号10号から11号について、意見並びに質問はありますか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号10号から11号について、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

8 番 　　(佐久間英之委員 挙手)

議 長 　　8番。

8 番 　　8番 佐久間です。

私に関する案件がありますので、退席してよろしいでしょうか。

議 長 　　はい。

(佐久間英之委員 退室)

議 長 　　それでは、受理番号47号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

目崎補佐 　　(挙手)

議 長 　　目崎補佐。

目崎補佐 　　議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。

売買による農地転用申請第47号について、ご説明申し上げます。

渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示につきましては〇〇〇〇〇〇、畑1筆の216.00㎡でございます。転用事由は一般住宅の建設です。農地区分、許可要件につきましては1種農地で集落接続でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

- 1 5 番 (大橋久芳委員 挙手)
- 議 長 1 5 番。
- 1 5 番 1 5 番 大橋です。私からご説明いたします。
- 今回、〇〇〇〇さんは△△△△の息子さんになります。今回、家を新しく新築するというようなことで、〇〇、ここには△△さんと書かれておりますが、〇〇〇〇君の屋敷内の農地になります。先月、現地確認に伺いましたが、集落接続と私は可能な地件だとして、確認してまいりました。今後、六郷地区の集積には影響を及ぼさない土地でありますので、何ら問題ないと思われまますので、許可相当と思いますのでよろしく願いいたします。
- 議 長 それでは、受理番号47号について、意見並びに質問はありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、受理番号47号について、議案書のとおり許可することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、受理番号47号について、議案書のとおり許可することに決定いたしました。
- 佐久間委員、入ってください。
- (佐久間英之委員 入室)
- 議 長 それでは、受理番号48号から53号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。
- 目崎補佐 (挙手)
- 議 長 目崎補佐。
- 目崎補佐 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。売買または賃貸借による農地の転用申請について、受理番号48号から53号の計6件。田4筆 1, 567.62㎡、畑5筆 970.06㎡、合計9筆 2, 537.68㎡でございます。
- 受理番号48号 渡人 〇〇〇〇外1名、受人 △△△△、土地の表示につきましては記載のとおりでございます。転用事由につきましては建売分譲(3棟)で、農地区分につきましては1種農地、集落接続でございます。
- 受理番号49号 渡人 〇〇〇〇、受人 〇〇〇〇、土地の表示につきましては記載のとおりでございます。転用事由につきましては宅地分譲(2区画)で、農地区分は3種農地、都市計画法の用途地域内でございます。
- 受理番号50号 渡人 〇〇〇〇、受人 〇〇〇〇、土地の表示につきましては記載のとおりでございます。転用事由につきましては雪捨て場、駐車場、車庫でございまして、農地区分は1種農地、集落接続でございます。

受理番号51号 渡人 ○○○○、受人 ○○○○、土地の表示につきましては記載のとおりです。転用事由につきましては工場用敷地の拡張で、農地区分は3種農地、都市計画法の用途地域内でございます。

受理番号52号 渡人 ○○○○、受人 ○○○○、土地の表示につきましては記載のとおりでございます。先ほどの事業計画変更の案件です。転用事由は庭及び雪捨て場で、3種農地、都市計画法の用途地域内でございます。

受理番号53号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示につきましては記載のとおりでございます。転用事由は水路で、3種農地、都市計画法の用途地域内でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
2 番
議 長
2 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
(小関善隆委員 挙手)

2番。

2番 小関です。

48号についてご説明申し上げます。

○○○○のほうに、ちょうど現場が○○○○の前でしたので、現地確認がてら話を聞いてまいりました。

地図をごらんください。48号。

この左、今斜線を引いていますけれども、農道の部分。歩道は除外して考えていただきたい。それから、その隣。ここは住宅が2棟建っています、ここに家が建っている。その道路を挟んで左側も宅地造成になっていて、ここはずっと農地でありません。そういうことを頭に入れて、ちょっと考えていただきたいと思います。

○○さん、先ほどの春日の人でありますけれども、少し体を悪くして、何とか農地を売りたいので、△△△△のほうに相談をして、この○○さんの農地を宅地分譲というのでしたいという話があって、進めたそうです。

そして、ほか1人の人は、中田町の△△さんという方でもありますけれども、7㎡ほど、この地図に三角にちょっと隅切りありますけれども、この部分だけ、△△さんの土地が入っているということで、7㎡ばかり△△さんから買うというようなことでありました。ここは接続、家はずっと建っているのです、集落接続には間違いありません。そして、農振も除外されているというものでありますので、問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議 長
7 番
議 長

49号。

(高橋信夫委員 挙手)

7番。

7 番

7番 高橋です。

49号についてご説明申し上げます。

12月7日に現地を確認し、代理人の行政書士さんに電話でお話を伺っております。地図を見ていただきたいと思いますが、申請地は〇〇〇〇地内で、〇〇〇〇の南側の団地の中にあります。もともとこの申請地は、この申請地の南側の土地の一部でありました。今回この北側の土地を分筆し、南側の併用地とともに造成し、2区画の宅地を分譲するものです。残された農地は申請人の農地であり、また、事業計画上影響はないものと判断し、事前着工もありませんでした。許可相当と思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

50号。

1 3 番

(我彦正福委員 挙手)

議 長

13番。

1 3 番

13番 我彦です。

受人の〇〇さんのところに12月8日に行ってきました。〇〇さんからいろいろ話を聞いたんですけども、家族もふえて住宅敷地が狭くなり、雪捨て場もないということで、また、家族の車もふえて駐車場もないということで、隣地である△△さんから譲り受けて、ここを整備したいということで事前着工もなかったので問題ないかと思われまので、よろしく申し上げます。

議 長

51号。

1 7 番

(大野澤進委員 挙手)

議 長

17番。

1 7 番

17番 大野澤です。

私からは、受理番号51号、52号、53号をご説明いたします。

まず最初に51号でありますけれども、51、52号につきましては、12月9日、〇〇さん、また△△さんのお宅に行きまして、お話を聞いてきました。地図を見ていただければ、ちょうど〇〇さんの家と△△さん、△△さんは金属塗装業をやっているということで、ちょうどその間になります。それで、51号の申請地でありますけれども、ちょっと前後して申しわけないんですけども、この土地は〇〇さん、52号の土地は△△さんというようなことで、交換分合ではないんですけども、52号につきましては〇〇さんのほうに売買して、51号のほうは△△さんが買って従業員の駐車場及び雪捨て場というようなことで、52号のほうは〇〇さん、先ほども出ましたけれども、庭、雪捨て場というようなことで。ちょうど図面の52丸のちょうど下、斜線の下なんですけれども、ここは△△さんの土地だそうです。△△さんでは51丸の土地を買えばちょうど道路からまっすぐで、工場のちょうど脇になるということで、売買ということで何ら問題ないと。事前着工等もありませんでした。雪があっ

てちょっと確認はできなかつたんですけれども、何もそのままの状態でありました。

続きまして、53号でありますけれども、53号につきましては、11月の案件に申請地のちょうど右側ですけれども、〇〇〇〇の西側になるわけですが、その案件に附随したということで、水路がないものですから建物を建てた、舗装したというようなことで、雨が降ればそちらに散らばって水が流れているようなことだそうなので、やはり水路を建設して、その水路に雨水を流したいというようなことで、これは売買ではなくて賃貸借というようなことです。〇〇さんでも結構大きい面積を売買した関係上、あとは売られないというようなことだった話でした。それで、賃貸で水路の部分は出すというようなことで、問題ないのかなと。事前着工もありませんでした。

以上です。

議長 それでは、受理番号48号から53号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号48号から53号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号48号から53号についてを許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から18号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

目崎補佐 (挙手)

議長 目崎補佐。

目崎補佐 12ページをお開きいただきたいと思います。

議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

受理番号1号から18号の18件。田133筆 236, 862. 00㎡、畑12筆 3, 127. 48㎡、合計145筆 239, 989. 48㎡でございます。内訳につきましては、売買が10件、賃貸借の設定が8件、うち再設定が2件となっております。

受理番号1号 渡人 〇〇〇〇外2名、受人 △△△△、以下18号まで土地の表示につきましては記載のとおりです。

また、10号までは売買の案件でございます。

受理番号2号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、受理番号3号 渡人 〇

〇〇〇、受人 △△△△、受理番号4号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、受理番号5号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、受理番号6号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、受理番号7号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、受理番号8号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、受理番号9号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、受理番号10号 渡人 〇〇〇〇、受人 株式会社 ビッグフィールド。

受理番号11号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△。ここから16号までは賃貸借権の設定でございます。12号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、13号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、14号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、15号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、16号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△です。

17号から18号につきましては、賃貸借権の再設定となります。

17号 貸人 〇〇〇〇外1名、借人 △△△△、18号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△でございます。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、計画内容が基本構想に適している、借人、受人が農地の全てを効率的に耕作するなど、これらの要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議のほう、よろしく願いいたします。

議 長
1 4 番
議 長
1 4 番

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
(高橋祐弘委員 挙手)

14番。

14番 高橋です。

売買の案件がございますが、総額では書かっているんですが、10アール当たりの単価ということで、割れば出るわけですが、大体その場所によってどれくらいの値段がしているか、この10アール単価ももしできれば載せてもらいたいと思います。大体でいい、割った金額ね。（「はい」の声あり）以上。

議 長

今後のいろいろあっせん等の参考にするために、10アールの単価があったほうがいいのかというようなことではありますが、これからの議案書にそういったことを載せることは可能ですか、事務局さん。（「システムでできるの」「出ないからこの形になっているんです」「打ち込めないの」「打ち込めないんです。入力した段階で、この金額でしか出力されないような形なので」「計算して張るとか」「多分そうなります」の声あり）

目崎補佐
議 長
目崎補佐
議 長

(挙手)

目崎補佐。

そのような作り込みを次回からしたいと思います。

14番、よろしいですか。

14番
議長
全委員
議長
全委員
議長

はい。
そのほか、ございませんか。
なし。
ないので、受理番号1号から18号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。
異議なし。
異議がないので、受理番号1号から18号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。
次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。
それでは、受理番号1号から3号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

目崎補佐
議長
目崎補佐

(挙手)
目崎補佐。
14ページをお開きください。
議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。
受理番号1号から3号の計3件で、田10筆 22,427.00㎡でございます。
受理番号1号、2号につきましては、集積計画にかかわるもの、3号につきましては、農地法にかかわるものでございます。
受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、以下3号まで土地の表示につきましては記載のとおりでございます。
受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△です。
以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長
全委員
議長
全委員
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
なし。
ないので、受理番号1号から3号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。
異議なし。
異議がないので、受理番号1号から3号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議第7号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

目崎補佐 (挙手)

議 長 目崎補佐。

目崎補佐 15ページをごらんいただきたいと思います。

議題7号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、マッチング案に基づきまして、農用地利用配分計画を作成するために、米沢市長から意見を求められましたので、委員会に付議をいたします。本案件は、集積計画12号にかかわる農用地利用配分計画でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)について、意義がなかったことを米沢市長に回答することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で、提出案件についての審議は終了いたしました。

次に、農政振興等に関する改善意見や施策について、話題を提供として発言していただきたいと思います。

初めに、3番 江口委員よりお願いします。

3 番 (江口益美委員 挙手)

議 長 3番。

3 番 3番 江口と申します。

今ありましたが、なかなか難しいなというふうに思っています。農業委員会の憲章にもありますように、認定農業者やいろいろありまして育成確保で、農業農村の持続的な発展というようなことを見ますと、2つ要素があるのかなというふうに私は思っています。

1つは、高齢者の農業者がふえておる。また、これからやる後継者がなかなか不足しているというのが難かなというふうに考えますと、1つは私の土地改良区でありますので、土地改良事業が推進するのが最高かなというふうに思っています。上郷でも土地改良事業をやっておりますし、今、塩井のほうでも土地改良事業を進めておりまして、面的工事がことしでき上がるというようなことでもありますけれども、この事業につきましては、国、県、市町村からの助成をいただきまして、地元負担が7.5%でできるというような事業であります。

この事業につきましては、最終的には集積率がかかっておりまして、55%くらい、53町歩弱くらいの面積が今、土地改良事業でやっておりますけれど

も、29町歩くらいの集積をかけますと、ほぼゼロに近い、お金がかからないというふうな事業がございます。これにつきましては、いろいろとほかからも要請がありますけれども、順番待ちのような状況であります。この事業につきまして、塩井では9億8,000万、53町歩弱で9億8,000万の総事業費の中で今事業が取り組まれておりますけれども、ほぼ補完工事に向けまして32年度までには完了するのかなというふうに思っております。

なかなかその振り分けが大変なことでありまして、端的に55%の集積といいますが、当初から誰がどうするのか、認定農業者は誰なのかということを決めておかないと、なかなか途中でつまずいたりするというようなことがありまして、その面でいろいろと当初から計画を立てまして、今そういった事業を進めておるわけであります。

我々、この土地改良をするにも予算がないと、この事業はなかなか進めないということで、年に春と秋に国に要請をしながら予算をつけていただいておりますけれども、ことしにつきましては5,800億円というような総事業の予算が土地改良としてつけられたということで、今後いろいろこの土地改良についてやりたいというところはいっぱいあるんですけども、その予算を確保するというのが一番のメインかなというふうに思っています。いろいろと土地改良、皆さんにご足労いただいておりますけれども、そういった中で土地改良事業の予算をもらってくるということが一番の課題でもあると思っております。

そういったところと、もう一つは農産物の価格をやはり、特に米でありますけれども、後継者を作るにはやはり米の値段が左右するのかなというふうに思っていますし、これは我々だけではどうしようもない。国の1つの前の要求じゃありませんけれども、そういった中で1万5,000円から1万6,000円くらいの米価基準がもらえれば、雪国として何ができるのかとそう言われれば、一番のところが米の生産だと思っています。ほかの雪の降らないところにつきましては、施設の園芸あるいはそういったところの中で販売のメリットとかいっぱいあるわけでありまして、当雪国の山形県、特にこういったところの地域では、やはり米が主流だと思っていますので、その辺の要請も東京に行ったときにそういったところも含めて、何とか格差をつけながら米を、雪国についてはそういった面で優遇できないのかというようなことも要請しながら進めていきたいなというところでもあります。

この辺は、皆さんとともに今言ったような農業指針をどうするのかは、大変難しい問題だなというふうに思っていますし、一番手っ取り早いのは農産物の価格がかなうような価格になれば後継者もできますし、今後農業がずっと維持できるのかなというふうに、私自身思っているところでもあります。そういった

ところで、皆さんのいろいろ知恵をお借りしながら、私が今いる農業委員会に付与できるような形の中で進めていければなという思いが一番であります。そういったところで、私の考えとして、非常に拙い考えでありますけれども、私の振興にかかわるということで発言とさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 ご苦労さまでした。では、次の方、発言してもらってから質問を受けたいと思いますが。

5 番 (樋渡由美委員 挙手)

議 長 樋渡委員。

5 番 私は、農地からちょっとかけ離れるんですが、ことしの春から話題になっている種苗法と、それから種子法について、自分でも何かよく種苗法と種子法の区別がつかなくなったりですとか、わからない点が多かったので、調べましたのできょう発表させていただきたいと思います。

まず、種苗法ですが、植物の新品種を創出した人の権利を守るためにある日本の法律だそうです。新品種を登録することで育成する権利を占有できるという法律で、現在の種苗法は、1991年に植物の保護に関する国際条約UPOV条約に基づいて改正されたもので、前身は昭和22年、戦後につくられたものです。指定した植物の新品種を創出した人が登録すると、20年間の育成権が認められて、現在1万件以上の品種が登録されているということです。

一方、品種を登録した育成権が及ばない範囲というのが2つあって、1つは試験のために研究目的でそれを利用する場合は、登録した人以外も利用できるということ。そして、もう一つが農業者が自家増殖する場合は、この種苗法が当てはまらないということです。

最近、外国で日本の品種がつくられたりして、苗が外に流出したりしているのではないかという出来事が何件か起こって、例えば北海道のインゲンマメ、雪手亡という白インゲンですが、これが外国で生産されていたりとか、あとはことしの冬のオリンピックで選手が食べていたのがテレビで放映されていたために、イチゴのとちおとめが中国とか韓国で栽培されていて、それが日本に逆に輸入されて入ってきたという事件なども起こっています。

現在、種苗法は改定が検討されているところです。この種苗法が改定されると、自家増殖が原則禁止となります。これがよく言われている自家採取、種を自分のところで取ってはいけなくて、全て買った種以外は栽培してはいけなと言われていたことなんですが、これは全てではなくて伝統野菜なんかのように登録されていない野菜は、自家採取はそのまま続けることは可能だということです。

それから、種苗法に対して、もう一つ種子法ですが、これがことしの2月に

廃案法案が出されて、4月に廃案が可決されています。実際に廃止されるのが来年の春の2019年の4月ということです。種子法は、主要作物、お米とか麦とか大豆を優良な品種として育てるために国が果たすべき役割として定められてきた法律ですが、十分優良になってきているということで、あと、公共機関で農業試験場などのみで研究開発されていると、民間企業がそこに出られないということは、より優良な種子の開発を妨げているのではないかという理由のもとに、廃案が可決されたということです。

世間がおそれていることは、アメリカでこの種子法に近いものが廃案になって、食品安全近代化法というのが2011年に設立されて、それ以降アメリカでは個人で野菜を栽培することが禁止されて、それから苗も決められた公認機関だけから決められたところしか買うことができないような状態になっていて、家庭菜園でつくった野菜を直売所などで販売すると逮捕されるという事態が起こっているんだそうです。この状況において、アメリカではモンサントのような大きな種苗会社が種を独占するなどの現象が起こっているのです、そういうことが日本でも起こる可能性があるということです、世間で騒がれているということです。

以上です。

ご苦労さまでした。次。

(二宮啓一委員 挙手)

6番。

6番 二宮です。

皆さん、大変立派なことばかりで、私は何も調べてこなかったんですけども、実は今取り組んでいることについて、皆さんにご説明申し上げたいと思います。

江口委員から土地改良関係についてのお話もありましたが、実は遠山地区に32町歩という未整備地区があります。これも過年度、ある人が中間管理事業に出したいということで申請までいったんですが、中間管理機構では受け取れないと。なぜ受け取れないかということでは、字きりがはっきりしなかったもので、個人で自由に、勝手に売りを入れて田んぼを大きくしましたので字きり線が全然合っていないということで、中間管理機構では受け取れないと。そんなこともありまして、若い人から将来のことを考えれば大変借りる人もなく耕作する人もなく、将来が危惧されるという話がありました。

たまたま皆さんもご存じのとおり昨年度に土地改良法が一部改正なされまして、中間管理事業に上げられた農地は、地主の承諾なしで土地改良もできるという法律が成立しました。それで、地元の方にこの話をしましたら、大変いい事業だなということで、米沢市の農林課、そして県の土地管理公社の斎藤さ

議 長
6 番
議 長
6 番

んなんかも巻き込みながらお話を進めていき、2回ばかりの集会を持ちました。よく調べていくと、事業費は無料なんですけれども、その調査設計費というのが一反歩5万円くらい地主負担になるそうであります。そして、その調査設計費をこうこうこういうふうにかかるんだというふうに説明を申し上げましたら、なんだ、ただじゃなかったのかということ、話が大変こじれまして、また集会する段取りはつけているんですが、若い人は大変乗り気ではありますが、年配の年とった人は、いや、そんなことだったら今さら金かけて、手をかけなくてもいいんじゃないかという話もありまして、ちょっと今難儀しているところでもあります。将来を考えれば、ぜひこの事業は成し遂げなければならないなと思っているところがございますので、何かありましたらご指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

7 番
議 長
7 番

(高橋信夫委員 挙手)

7 番。

7 番 高橋です。

本当に皆さん、立派な意見で、私は大した意見じゃないんですが、今現在農業者年金の加入推進期間中で、皆さん推進には苦勞していると思ひます。旧市の場合、現在加入者が5名。5名ですけれども、その中に私も入っていますので、私はあと二、三回払えばもう終わってしまいますから、実質4名が加入しています。毎年、数少ない該当者へ訪問しても、また来たかみたいない感じで、まず、金ねえからとか、親父いなくて家の子供はいいからと、なかなか相手にされません。

それで、加入できる該当者が参加する行事とタイアップしてみるのもいいんじゃないかと思ひます。毎年3月には、農協青年部の総会とか開かれますので、その中の青年部の支部総会なんかに農業委員会でお邪魔して説明してくるのもいいんじゃないかと思ひます。その中には、支店長とかも来賓で参加しますので、農業委員会、またできれば事務局からも参加していただいて、説明会を開くというのも1回くらいしてもいいんじゃないかと思ひます。どうでしょうか。

以上です。

議 長

ありがとうございました。今4名の方からそれぞれ貴重なご意見を頂戴したんですが、ぜひこうしたほうがいいのかそういったこと、もう少し詳しく聞きたいとか、もしありましたら皆さんのほうからお願ひしたいと思ひます。

1ついいですか。塩井の設計費は、やはり1反5万円とか……

5%。

1 1 番

100%になっていました。

3年間、7,000円ずつ。

賦課金を7,000円ずつ。

10アール当たり7,000円ずつ。（「3年間」の声あり）3年です。

そのあとは、その地区によって1,000円だったり2,000円だったり、それは話し合いで。

議長 それじゃあ、遠山地区での10アール、5万円というのはあんまり高すぎる。いや、一括だから、実際な。（「1反5万円じゃなくて」「1反5万だね」の声あり）

6番 いや、この事業については山形県も前例がないので、今進んでいるのが飯豊1カ所でやはり同じような話が進んでいるだけで、前例がないので約5万円くらいかかるのであろうという県の説明でした。

議長 そうすると、塩井さんで今しているやつとは、また違う事業の。（「はい」の声あり）

そのほかに今度、米沢土地改良区に加入金ということで、一反8,000円かかる。

6番 8,800円、かかります。新規で入ると。（「経常経費みたいな形で」の声あり）経常経費みたいな形で。

議長 はい、じゃあ、皆さんのほうからありましたら。

2番 （小関善隆委員 挙手）

議長 2番。

2番 今、言っていないそれぞれのグループですけれども、出た中ですぐ取り組めそうなものというのを。あと、例えば高橋信夫君が言ったみたいに農業者年金について農協青年部で説明会を開いてもらったらいいでないかというの、すぐできそうな気がしました。やはり、そういうことから少し取り組んでいけるだろうし、若いうちからやはりそういうことの話聞いてもらって、一回含めてもらうというようなことも必要だと思うので、これがみんな意見を出していくんだけど、やはりすぐ取り組めそうなものはすぐ取りかかっていくようなこともしていくといいなと思います。

あと、種子法についてですけれども、植物の、野生の種子以外にも、和牛の精液を抜き出してすると。それで、和牛という名前でオーストラリアとかあいうところからブランド名で出たりして、それは不法に精液などを持ち出して広めた人がいるというので、観光の方もだけれども、日本のものを持って行ってコピー、それでもう栽培して逆に日本に輸出してやるなんてことで、中国などは日本の何でも自分で特許とってな、勝手にとって行って、そういうのでやると。やはりそういう種子を、やはり勝手に持ち出して行って、やはり罰則の件もやはり余り日本ではなかったというか、なので簡単に持ち出したのかなと思うんだけど、そういうことについても少し議論したり。せっかく日

本で種子開発して外国に持って行って、逆に輸出してこられるなんていうのは、ちょっと情けないような気がするから、そこら辺についても検討課題として取り組んだらいいんじゃないかと思います。

あともう一つ、ちょっと、何回も……遠山のほうの未整地なんかで、中間管理機構を使った土地改良事業で、やはり耕作をしているところ、再生可能な農地についてもそういうことを利用すれば再生されて、いろいろ後継者もそうやっていろいろな田んぼだけではなくて、ほかのものも栽培して利益を上げて所得を上げていけるようになれば、そういう、せっかく二宮さんもそういうふうになっているから、もう少し頑張ってもらって中間管理機構でもしゃべってもらって、そういう前例を作ってもらって。ほかのものにも活用したらいいんじゃないかと思いますので、農業委員会の人も何か協力できることがあれば、当然取り組んでいきたいと思いますので、また後ほどそういう新規があれば留意してみて情報をいただきたいと思います。

議長
全委員
議長

そのほか、皆さんからありませんか。

なし。

よろしいですか。（「はい」の声あり）では、発表された委員の皆さん、大変ありがとうございました。次回は3名の方、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、本日の第17回米沢市農業委員会定例総会を閉会といたします。

事務局から連絡等ございませんか。

目崎補佐
議長
目崎補佐

（挙手）

目崎補佐。

置農委の農業委員大会ですが、長井のほうから連絡がありまして、2月開会で現在調整しているというようなことですので、日程など決まりましたらお知らせしますので、よろしくお願ひします。参加申し込みが来ましたら半分か全員かを決め参加したいと考えます。

議長

だから、その交流会は南陽さんが3月1日で、委員がまず入れかえになるということであるものですから、今年度して来年度は休みということで、またその次の年に2年間するというような。（「去年行かなかったの、推進委員。ほかの地区は推進委員も行ってた」の声あり）では、その辺はどうしたらいいか。希望があれば推進委員の人たちにも行ってもらうという形にしたいと思います。では、その辺、運営委員会等で詰めていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。（「はい」の声あり）

そのほか、皆さんから意見、質問等ありませんか。いいですか。（「はい」の声あり）

では、本日の全日程を終了いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午前11時13分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年12月17日（金）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

田代 昇一

議事録署名委員

小関 善隆